



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

児童虐待防止対策について

児童虐待防止対策の経緯

児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の成立(平成12年11月施行)

・児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待) ・住民の通告義務 等

平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成16年10月以降順次施行)

・児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象) ・通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象) ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加) ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等

平成19年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成20年4月施行)

・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等

平成20年

児童福祉法の改正(一部を除き平成21年4月施行)

・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等

平成23年

児童福祉法の改正(一部を除き平成24年4月施行)

・親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権付与 ・施設長等が、児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定 ・里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定 等

児童虐待対策の現状と今後の方向性

【現状】

○児童虐待相談対応件数の増加
⇒ 平成23年度の虐待対応件数は59,862件(速報値)
⇒ 統計を取り始めて毎年増加
⇒ 平成11年度の約5.1倍

○相次ぐ児童虐待による死亡事件
⇒ 多数の死亡事例が発生(平成22年度 45例)
⇒ 死亡した子どもは0歳児が4割強

○児童相談所、市町村での相談体制の不足

○社会的養護体制の不足
⇒ 約4割の自治体で、定員を超えて一時保護を実施
⇒ 児童養護施設の入所率の増加
平成10年度 平成22年度
82.8% → 87.5%

【課題】

1. 発生予防

○虐待に至る前に、気になるレベルで適切な支援が必要(育児の孤立化、育児不安の防止)

2. 早期発見・早期対応

○虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要

3. 子どもの保護・支援、保護者支援

○子どもの安全を守るための適切な一時保護が必要
○親子再統合に向けた保護者への支援
○社会的養護体制の質・量ともに拡充が必要

【必要な施策】

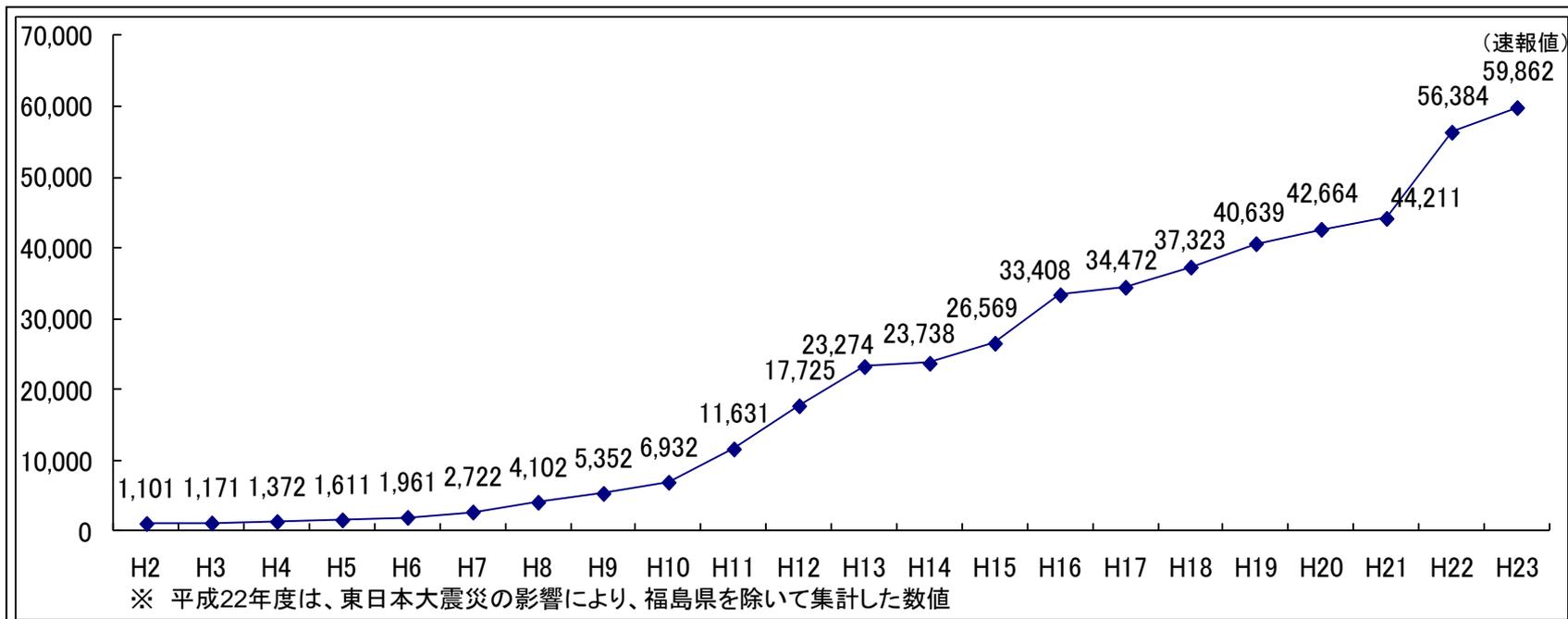
○子育て支援事業の普及・推進
・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
・養育支援訪問事業
・集いの場(地域子育て支援拠点事業)
○虐待防止意識の啓発
○相談しやすい体制の整備

○虐待に関する通告の徹底
○児童相談所全国共通ダイヤルの周知
0570-064-000
○児童相談所の体制強化(職員の質・量)
○市町村の体制強化(職員の質・量)
○研修やノウハウの共有による専門性の強化
○子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)による連携の強化

○一時保護所の拡充・混合処遇の改善
○社会的養護体制の質・量ともに拡充
・家庭的な養育環境、施設における小規模化の推進
・適切なケアを行うための人員配置基準の引き上げ等の見直し
・自立支援策の拡充
○親子再統合に向けた保護者への支援
○親権に係る制度の見直し

児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移

○ 全国の子童相談所での子童虐待に関する相談対応件数は、子童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成23年度は5.1倍に増加。



○ 児童虐待によって子どもが死亡した件数は、高い水準で推移。

	第1次報告 (H15.7.1～ H15.12.31)			第2次報告 (H16.1.1～ H16.12.31)			第3次報告 (H17.1.1～ H17.12.31)			第4次報告 (H18.1.1～ H18.12.31)			第5次報告 (H19.1.1～ H20.3.31)			第6次報告 (H20.4.1～ H21.3.31)			第7次報告 (H21.4.1～ H22.3.31)			第8次報告 (H22.4.1～ H23.3.31)		
	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計	虐待死	心中	計									
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98

※ 第1次報告から第8次報告までの「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」より

児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

- 平成22年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、近隣知人、警察等、家族及び福祉事務所からが多くなっている。

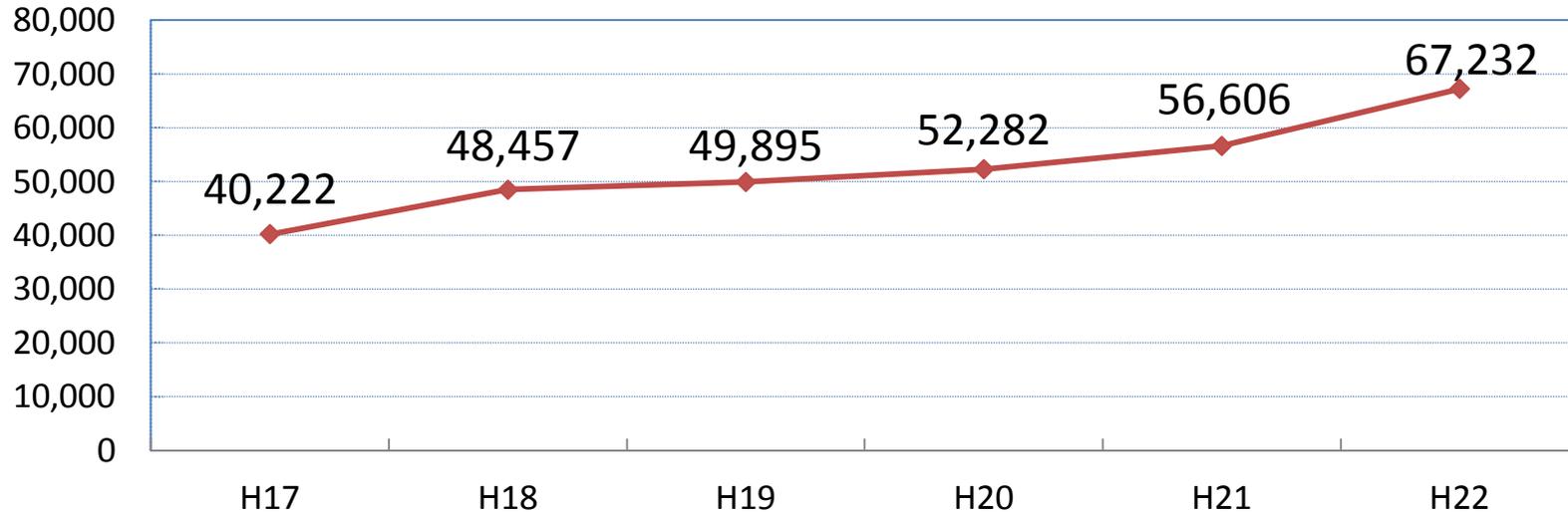
※東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
15年度	4,390 (17%)	823 (3%)	3,435 (13%)	351 (1%)	3,725 (14%)	639 (2%)	879 (3%)	1,235 (5%)	1,488 (6%)	1,478 (6%)	3,918 (15%)	4,208 (16%)	26,569 (100%)
16年度	5,306 (16%)	785 (2%)	4,837 (14%)	410 (1%)	4,433 (13%)	639 (2%)	871 (3%)	1,408 (4%)	1,611 (5%)	2,034 (6%)	5,078 (15%)	5,996 (18%)	33,408 (100%)
17年度	5,368 (16%)	958 (3%)	4,807 (14%)	455 (1%)	4,591 (13%)	538 (2%)	530 (2%)	1,428 (4%)	1,521 (4%)	2,250 (7%)	5,073 (15%)	6,953 (20%)	34,472 (100%)
18年度	5,700 (15%)	1,042 (3%)	5,475 (15%)	452 (1%)	5,672 (15%)	472 (1%)	374 (1%)	1,522 (4%)	1,472 (4%)	2,726 (7%)	5,688 (15%)	6,728 (18%)	37,323 (100%)
19年度	5,875 (14%)	1,558 (4%)	5,756 (14%)	501 (1%)	6,311 (16%)	346 (1%)	363 (1%)	1,683 (4%)	1,438 (4%)	4,048 (10%)	5,241 (13%)	7,519 (19%)	40,639 (100%)
20年度	6,134 (14%)	1,147 (3%)	6,132 (14%)	558 (1%)	6,053 (14%)	319 (1%)	282 (1%)	1,772 (4%)	1,552 (4%)	6,133 (14%)	4,886 (11%)	7,696 (18%)	42,664 (100%)
21年度	6,105 (14%)	1,237 (3%)	7,615 (17%)	504 (1%)	5,991 (14%)	317 (1%)	226 (1%)	1,715 (4%)	1,401 (3%)	6,600 (15%)	5,243 (12%)	7,257 (16%)	44,211 (100%)
22年度	7,368 (13%)	1,540 (3%)	12,175 (22%)	696 (1%)	6,859 (12%)	343 (1%)	155 (0%)	2,116 (4%)	1,584 (3%)	9,135 (16%)	5,667 (10%)	8,746 (16%)	56,384 (100%)

※ 22年度の「その他」の主なものは、「(他の)児童相談所」が3,152件、「福祉事務所、児童委員以外の市町村」が2,862件である。

市町村児童虐待相談対応件数及び経路別件数の推移

- 全国の市町村における児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加傾向にある。
 ※平成22年度は東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県(仙台市以外)の一部、福島県を除いて集計した数値

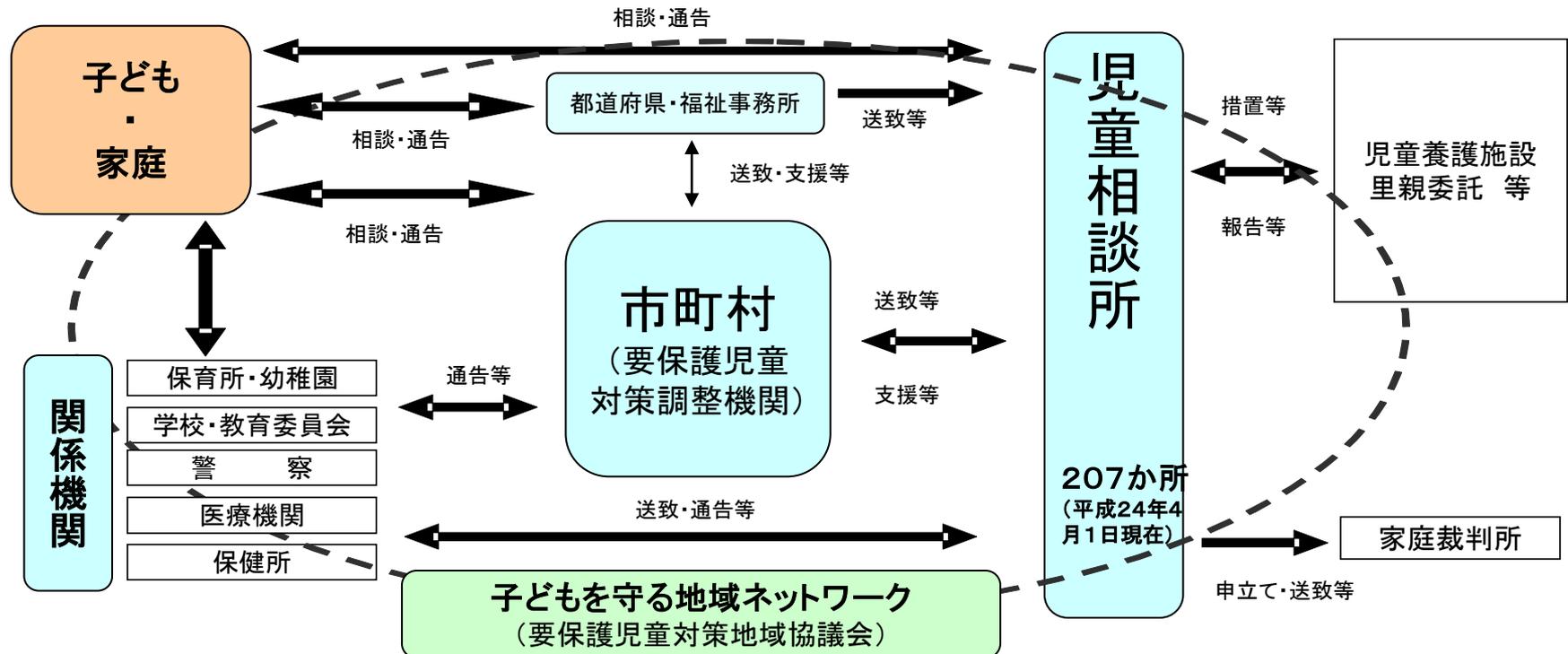


- 平成22年度において、市町村に寄せられた虐待相談の相談経路は、児童相談所、学校、近隣知人からが多い。
 ※平成22年度は東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県(仙台市以外)の一部、福島県を除いて集計した数値

	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童 委員	学校等			その他	総 数
				児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	福祉 事務所	保健 センター	保育所	児童福 祉施設	保健所	医療 機関			幼稚園	学校	教育 委員会		
19年度	5,652 (11.3%)	4,891 (9.8%)	248 (0.5%)	7,936 (15.9%)	1,077 (2.2%)	1,028 (2.1%)	3,226 (6.5%)	3,980 (8.0%)	4,640 (9.3%)	584 (1.2%)	666 (1.3%)	949 (1.9%)	870 (1.7%)	1,860 (3.7%)	524 (1.1%)	7,218 (14.5%)	927 (1.9%)	3,619 (7.1%)	49,895 (100.0%)
20年度	5,928 (11.3%)	5,494 (10.5%)	217 (0.4%)	8,596 (16.4%)	1,053 (2.0%)	1,284 (2.5%)	3,509 (6.7%)	4,324 (8.3%)	4,761 (9.1%)	511 (1.0%)	575 (1.1%)	1,059 (2.0%)	819 (1.6%)	1,770 (3.4%)	510 (1.0%)	7,335 (14.0%)	880 (1.7%)	3,657 (7.0%)	52,282 (100.0%)
21年度	6,118 (10.8%)	6,696 (11.8%)	269 (0.5%)	9,166 (16.2%)	1,151 (2.0%)	1,130 (2.0%)	3,631 (6.4%)	4,065 (7.2%)	5,328 (9.4%)	579 (1.0%)	656 (1.2%)	1,049 (1.9%)	1,048 (1.9%)	1,910 (3.4%)	553 (1.0%)	8,386 (14.8%)	1,000 (1.8%)	3,871 (6.7%)	56,606 (100.0%)
22年度	6,724 (10.0%)	8,466 (12.6%)	300 (0.4%)	11,923 (17.7%)	1,348 (2.0%)	1,068 (1.6%)	4,108 (6.1%)	5,118 (7.6%)	5,788 (8.6%)	527 (0.8%)	760 (1.1%)	1,419 (2.1%)	1,324 (2.0%)	1,957 (2.9%)	716 (1.1%)	9,654 (14.4%)	1,199 (1.8%)	4,833 (7.2%)	67,232 (100.0%)

地域での児童虐待防止のシステム

- 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている
- 市町村虐待相談対応件数 平成17年度 40,222件 → 平成22年度 67,232件
 ※平成22年度の虐待相談対応件数は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県（仙台市を除く）の一部及び福島県を除いて集計した数値
- 各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置が進んでいる（平成23年4月1日現在、98.0%の市町村で設置（任意設置の虐待防止ネットワークを含むと99.5%））。
 ※平成23年度の設置率は、東日本大震災の被災地である、岩手県、宮城県及び福島県の市町村を除いて集計した数値
- 平成20年の児童福祉法改正法により、21年4月より、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加された。



子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)について

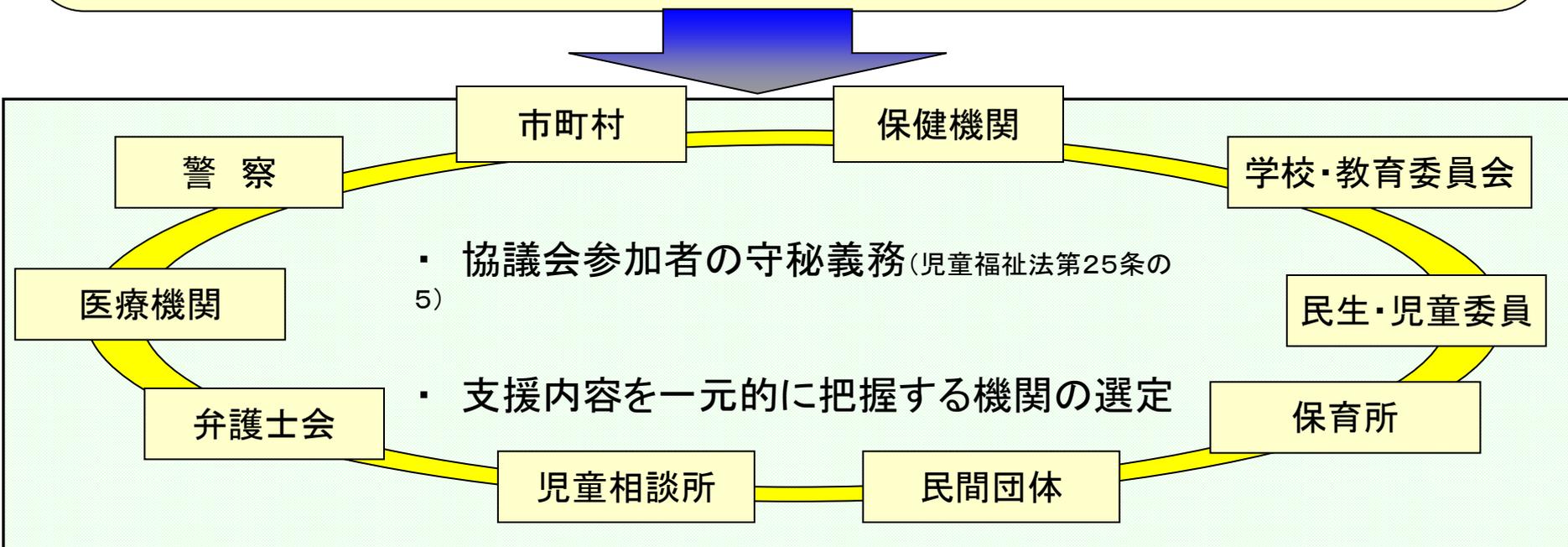
果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（平成24年7月）

対象

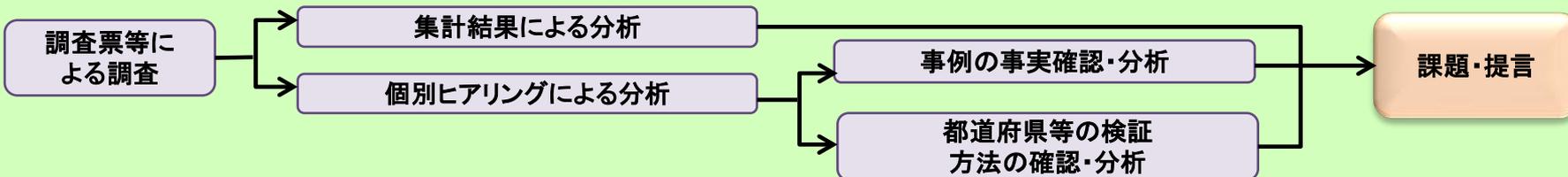
厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの12か月間に発生し、又は表面化した児童虐待による死亡*82事例（98人）を対象とした。

	第8次報告			（参考）第7次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計
例数	45	37	82	47	30	77
人数	51	47	98	49	39	88

* 児童虐待による死亡事例については、第7次報告で「虐待死」とした事例を「心中以外の虐待死」に、「心中」とした事例を「心中による虐待死」に、本報告ではそれぞれ呼称を改めた。

調査・分析方法

調査票による調査の後、関係都道府県等において検証が実施された事例の中で、関係機関の関与があった一部の事例について、ヒアリングを実施した。



事例の分析

集計結果による分析 - 「心中以外の虐待死」・「心中による虐待死」の事例-

1 心中以外の虐待死

- 死亡した子どもの年齢は、0歳が23人(45.1%)と最も多く、3歳以下を合わせると43人(84.3%)と大部分を占めた。
- 虐待の種類は、身体的虐待が32人(62.7%)、ネグレクトが14人(27.5%)。直接死因は、「頸部絞扼による窒息(15.7%)「頸部絞扼以外による窒息(15.7%)、「頭部外傷(13.7%)、「火災による熱傷・一酸化炭素中毒(11.8%)であった。
- 主たる加害者は、「実母が30人(58.8%)と最も多く、次いで「実父」が7人(13.7%)、「実母の交際相手」が4人(7.8%)であった。
- 実母の抱える問題(複数回答)として、「若年妊娠、「望まない妊娠、「妊婦健康診査未受診、「母子健康手帳未発行、「乳幼児健康診査未受診」が多かった。
- 加害の動機としては、特に、実父母以外の加害者の加害の動機として、「泣きやまないことになりだつたため」と「しつけのつもり」が多かった。

2 心中による虐待死(未遂を含む)

- 死亡した子どもの年齢は、0歳から15歳までの各年齢に分散している傾向。
- 直接死因は、「頸部絞扼による窒息」が15人(31.9%)と最も多く、次いで練炭等を用いた「中毒(火災によるものを除く)」が12人(25.5%)であった。
- 主たる加害者は、「実母が33人(70.2%)と最も多く、次いで「実父」が11人(23.4%)、祖母2人(4.2%)であった。
- 加害の動機(複数回答)としては、「保護者自身の精神疾患、精神不安」が21人(44.7%)と多かった。関係機関が関与していても、動機やきっかけが不明のケースが多かった。
- 実母が精神疾患を抱える事例14例のうち、関係機関が関与していた事例が10例あり、実母の精神疾患や子どもの障害についての相談・対応している中で発生している事例もあった。

3 関係機関の関与

- 児童相談所の関与は、心中以外の虐待死事例が7例(15.6%)、心中による虐待死事例が5例(13.5%)であり、市町村(児童福祉担当部署)の関与は、心中以外の虐待死事例が10例(22.2%)、心中による虐待死事例が5例(13.5%)であった。
- 要保護児童対策地域協議会で取り扱われていた事例は、心中以外の虐待死事例で3例(6.7%)、心中による虐待死事例で1例(2.7%)であった。

4 0歳児の「心中以外の虐待死」

- 日齢0日の死亡が9人、月齢0か月の死亡が3人、月齢1~11か月の死亡が11人であった。
- 0日・0か月児の事例では、実母の抱える問題(複数回答)として、「母子健康手帳の未発行」かつ「妊婦健康診査未受診」が8例と多く、10代の妊娠が5例であった。
- 月齢1~11か月児事例では、10例のうち9例で関係機関で何らかの関与があったが、要保護児童対策地域協議会での取扱いはなかった。

個別ヒアリング調査結果の分析 -4事例から-

1 妊娠期から支援が必要な妊婦への多機関による関与

妊娠期から出産後の養育について支援が必要な妊婦について、関係機関でアセスメントや支援方針の協議をしていない。

2 養育者の成育歴、家族関係を考慮したアセスメントと支援

養育者の成育歴や家族関係を考慮した効果的な支援をしていない。

3 リスク情報を客観的に認識するための組織体制

組織的に情報を共有し、判断するような組織体制となっていない。

4 要保護児童対策地域協議会を軸とした市町村と児童相談所の役割分担と連携

要保護児童対策地域協議会を十分に活用できていない。市町村と児童相談所との役割分担・協働が不十分。

5 居住実態を確認できない家庭へのアプローチ

通告があったものの、居住実態が不明である家庭について、子どもの安全確認をしていない。

6 子どもの発達を心配する家庭への支援

子どもの発達に関する養育者の不安や悩みを受け止めていない。

7 医療機関との積極的な連携

妊娠期から支援している妊婦や疾患を抱える養育者に関し、支援について医療機関と協議していない。

8 市町村が行う検証の在り方

検証組織の規模が不適切。心中による虐待死事例の検証が十分に行われていない。

地方公共団体への提言

1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠について相談できる体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知、各機関の連携の強化
- 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実
- 児童虐待や母子保健、精神保健など幅広い知識・技術を基に養育支援を必要とする家庭を把握し、必要に応じ、児童福祉担当部署等の関係部署につなぎ、連携して支援する体制整備
- 乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応
- 近い将来に親になりうる10～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発

2 虐待対応機関の体制の充実

- 児童相談所と市町村における体制整備
- 児童相談所と市町村における専門性の確保
- 民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用

3 虐待の早期発見と早期対応

- 通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実
- 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施

4 地域での連携した支援

- 地域の実情に合わせた市町村と児童相談所との役割分担と連携・協働の強化
- 要保護児童対策地域協議会の活用のための調整機関の機能強化
- 養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎ
- 要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との積極的な連携・協働
- 地方公共団体が行う転居事例等の検証における地方公共団体間の協力

国への提言

1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関との連携の強化の促進
- 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭に関し、効果的な支援についての知見の収集及び普及並びに医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の促進
- 近い将来に親になりうる10代～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発

2 虐待対応窓口の体制整備の充実

- 児童相談所と市町村（児童福祉担当部署及び母子保健担当部署）の体制整備と専門性の確保
- 民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用

3 虐待の早期発見と早期対応

- 通告義務・通告先等についての広報・啓発
- 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施

4 地域での連携した支援

- 地域の実情にあわせた市町村と児童相談所との適切な役割分担と連携・協働の促進
- 要保護児童対策地域協議会の活用の促進
- 養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎの周知
- 要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との連携・協働
- 地方公共団体が行う検証における関係機関間の協力の促進

子ども虐待による死亡事例等を防ぐために これまでの報告にみられたリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出が遅い
- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 中絶を希望している
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産した
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児健康診査が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や強い抑うつ状態がある
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 過去に自殺企図がある
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している
- きょうだいに虐待があった

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確でない又は適切でない
- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)が適切に開催されていない又は進行管理ができていない

※子どもが低年齢である場合や離婚等による一人親の場合であって、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る 保健・医療・福祉の連携体制の整備について

- 児童虐待による死亡事例は、乳児期の子どもが多く占めており、その背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題がある。そのため、妊娠等について相談しやすい体制や、関わりのある機会を見逃さない体制の整備が必要。
- 平成23年7月27日付けで「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知）を都道府県市に通知し、体制整備を推進
- 妊娠・出産・育児期に関わる関係機関が、養育支援を特に必要とする母親（家庭）を早期に把握し、各関係機関が連携し早期から養育支援を行うことが必要。

地域で継続した支援体制

医療機関



- ▶早期に養育支援が必要な妊産婦や子どもがいる家庭について、市町村へ情報提供
- ▶市町村と連携して医療の提供
- ▶家庭に対し、地域の母子保健サービスや窓口の情報提供



出産

妊娠に関する相談
妊婦健診



産後健診



妊娠

出産

子育てスタート

妊娠の届出

行政機関



妊婦訪問

養育支援訪問

- ▶妊娠届け時に面接し、妊婦の身体的、精神的、経済的状态などを把握し、支援の要否を確認
- ▶支援が必要な場合は、特定妊婦として妊娠期から関係機関と連携し早期から支援

乳児家庭全戸訪問
(こんにちは赤ちゃん)

新生児訪問

未熟児訪問

養育支援訪問

